

平成 28 年度事務事業評価表(一般事業・継続)

No. 231

事務事業名	障害者相談支援事業
-------	-----------

作成日	平成 28 年 9 月 30 日		
部局名	福祉保健部		
課名	障がい福祉課		
課長名	上新 康雄	内線	89-300
担当者名	本田 智也	内線	89-303

基本目標		健康でいきいきと暮らせるまち
政策	020301	障がい者が暮らしやすいまちづくり
施策		障がい者の自立支援の充実
関連施策		

会計	一般会計		
款	3	民生費	
項	1	社会福祉費	
目	1	社会福祉総務費	
事業コード	050501、050507、050508	<small>相談支援事業費、成年後見制度支援事業費、障害者虐待防止対策支援事業費</small>	

事業類型	1	ソフト事業(義務)
個別計画	障がい者基本計画、障がい福祉計画	
重点事業		

【PLAN(計画)】

対象(者)	誰(何)に対して事業を行うか			身体障害者、知的障害者、精神障害者等及びその家族
意図	対象をどのような状態にしたいか			障害者が自立した日常生活、社会生活を営むことができるように、相談支援や権利擁護の援助を行う。
事業概要	意図を達成するために実施することは何か			大村市社会福祉協議会に設置している障害者生活支援センター「ラフ」および精神障害者地域生活支援センター「ラム」において、障害者およびその家族の様々な相談に応じ、関係機関との連絡調整を図りながら、生活全般を支援する。 また、障害福祉に関する普及・啓発のため、各種講座や地域交流イベントを実施したり、成年後見制度の申立てに要する経費等の助成を行なう。
事業期間	平成 9 年度	～	平成 年度	実施方法
根拠法令、要綱等	障害者総合支援法・障害者生活支援事業実施要綱、大村市精神障害者地域生活支援事業実施要領ほか			
国・県補助事業に係る本市単独施策	無			

【DO(実施)】

指標名(上段:名称/下段:算定式等)		単位	25年度	26年度	27年度	28年度	備考
活動指標	① 開設日数	計画値	294	294	294	294	
		実績値	294	294	294		
		達成度	100.0%	100.0%	100.0%		
活動指標	② 登録者数	計画値	1,500	1,600	1,600	1,600	
		実績値	1,603	1,697	1,697		
		達成度	106.9%	106.1%	106.1%		
成果指標	① 相談件数(ラフラム)	計画値	13,000	13,000	13,000	13,000	
		実績値	12,676	12,913	14,691		
		達成度	97.5%	99.3%	113.0%		
	② 成年後見申立件数	計画値	1	1	1	1	
		実績値	0	0.0	0		
		達成度	0.0%	0.0%	0.0%		

年 度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	全体計画
① 事業費(千円)	32,697	34,279	30,324	35,968	36,072	36,072	36,072	0
国庫支出金	10,728	9,910	6,926	10,804	9,856	9,856	9,856	
県支出金	4,376	4,955	3,463	5,402	4,925	4,925	4,925	
地方債								
その他								
一般財源	17,593	19,414	19,935	19,762	21,291	21,291	21,291	
② 人件費(千円)	1,381	539	353	582	事業内容	事業内容	事業内容	備考
職員人数(人)	0.17	0.07	0.05	0.08	相談支援	同左	同左	
時間外勤務(時間)	15	5	0	0				
嘱託等人数(人)	0.00	0.00	0.00	0.00				
フルコスト(①+②千円)	34,078	34,818	30,677	36,550				

※財源内訳中の「その他」には、保険料・寄付金・基金・利用料等の収入を記入しています。

【CHECK(評価)】

事業の進捗状況 昨年度の評価から、どのような取組をしましたか(昨年度の【ACTION】の改善・改革の進捗等)	平成24年度から障害者自立支援法の改正により、相談支援が基本相談支援、地域相談支援、計画相談支援と細分化された。市は、この中の基本相談支援及び平成23年6月に成立した障害者虐待防止法に基づき障害者の虐待の予防、早期発見、虐待を受けた障害者の保護等の支援を行う。 大村市障害者虐待防止センター(平成24年10月設置)では、27年度は前年度からの継続も含めて169件の相談を受けている。
事業が抱える問題・課題等	多種多様な相談が増えており、相談支援専門員のマンパワー不足が表面化してきている。

妥当性	【必要性】	高い	やや高い	やや低い	低い	該当なし	
	【市の関与】	高い	やや高い	やや低い	低い	該当なし	
有効性	【事業成果】	高い	やや高い	やや低い	低い	該当なし	
	【施策貢献度】	高い	やや高い	やや低い	低い	該当なし	
効率性	【コスト】	削減の余地なし		削減の余地あり		該当なし	
	基本相談支援を委託している相談支援事業所では、嘱託員を設置する等コスト削減に努めている。						
	【負担割合】	見直しの余地なし		見直しの余地あり		該当なし	
障害者やその家族からの相談業務は、生活支援の第一歩であり特に重要な業務であるため、利用者負担は望ましくない。							

※事業類型が1～3に該当する事業については妥当性及び有効性の評価は記入しておりません。

【ACTION(改善・改革)】

今後の方向性	現状維持	
--------	------	--

内容 今後の方向性のもとで、どのような取組をするか(課題や問題点等に対する取組など)	障害者の地域移行も徐々に進んでいること、また、障害者の権利に関する意識も高くなっていること等から、相談件数は増加傾向にあり、その内容も複雑化している。障害者本人による権利擁護が困難な場合は、成年後見制度の利用に結び付ける。また、虐待防止に対する制度周知を図る。
効果 事業の改善・改革によって期待される効果は何か	

1次評価	今後の方向性	担当者意見のとおり		2次評価	対象外	今後の方向性
	終期設定				終期設定	
	意見等				内容	

※1次評価は事業担当課長等、2次評価は2次評価委員会によって行われます。